

## 平成30年度第2回 関東学生法律討論会問題

出題者 土居俊平（駒澤大学）

甲はビジネスの才能に恵まれ資産数十億円を形成するに至った。甲は、ビジネスで多忙であったこともあり、結婚歴がなく、かつ、子供がなく、既に両親や祖父母も亡くなっていた。甲の親族は、甲の妹（既に死亡）の娘A・B・X、並びに甲の妹（既に死亡）の息子（既に死亡）の子供 $\alpha$ 、 $\beta$ くらいであった。

数年前、これまで病気とは無縁であった甲は風邪をこじらせ、急死してしまった。遺言は残されていなかった。甲死亡後、相続人間で話し合いがもたれ、特に問題なく遺産分割が行われたが、甲がバブル期に購入し所有していた（登記名義は甲）東京都心の乙土地だけは値上がりが見込まれることから、売却までの間各相続人の持分はそのままにした上でしばらく様子を見ることとした。具体的には、都心に住むXが乙土地を自由に利用するかわりに乙土地に関する諸々の雑事（税金等の支払も含む）を引き受けることとなり、相続人全員が承諾した。その際、X以外の相続人は、Xがおそらく乙土地で駐車場経営をするだろうと思っており、駐車場経営をするなら特に反対する意思はなかった。

Xは、予想通り乙土地で駐車場経営を始めた。駐車場を利用したいというCがXのところを訪れ、XC間で自動車駐車を目的とする賃貸借契約が締結された。以後、Cの自動車当該駐車場に駐車されるようになった。

Cの自動車に関しては以下のような事情があった。即ち、Cが当該自動車を販売店から購入する際、Y信販会社が代金を立替払すること等を内容とする契約がCY間で締結されていた。本件契約内容は、①Yが立替払いした後、CはYに60回分割で支払うこと、②本件自動車の所有権は、まず販売店からYに移転し、Cが全額を弁済するまで担保として所有権がYに留保されること、③万一、Cの支払が遅延しYがCに催告したにもかかわらず支払がない場合、Cは直ちに期限の利益を喪失し、残り全額を支払う義務が発生すること、という内容である。

一昨年4月中旬、Cは経済的に追い詰められ行方不明となった。それ以降、種々の支払は未払のままである。そのため、一昨年10月、Y信販会社はCに数度の催告をしたものの支払がないので、期限の利益が喪失したことを根拠に残り全額の支払を求めた。また、同時期にXC間の駐車場・賃貸借契約は解除されたが、本件自動車は現在も当該駐車場にある。

この場合、XはYに対して自動車の撤去並びに駐車場利用料相当損害金全額の支払を求めることができるのか否かにつき論ぜよ。 以上